

特定事業所集中減算の流れについて

報告書を作成した結果、各サービスの紹介率最高法人の割合が、いずれか1つのサービスでも80%を超えていますか。

はい

別紙に必要事項を記入の上、報告書とともに、
前期分(3月～8月分)は9月15日まで、
後期分(9月～2月分)は3月15日までに平塚市
介護保険課へ提出してください。(持参、郵送、
メールのいずれかで提出してください。)
宛先住所などについて本紙の下部にまとめてあ
りますので、ご活用ください。

いいえ

この報告書の市への提出は不要で
す。事業所内で2年間大切に保管して
ください。

また、この報告書の別紙については
記入の必要はありません。

平塚市では、頂いた報告書及び別紙の内容につ
いて、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判
断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかの
ケースに該当するか否かの**審査**を行います。

審査にあたっては、報告書の記載内容
及び関連事項について、事業所に問い合
わせる場合がありますので、あらかじめ
ご了承ください。

審査結果の通知について、提出期限までに
報告書を提出した事業所に対しては、
前期分は9月下旬、後期分は3月下旬に発送
します。

報告書及び(別紙)提出の際には、必
ず控えをとるとともに、報告書等の記入
内容の根拠となる書類(記入済の「居宅
サービス事業所の選択に関する説明につ
いての確認書」など)と一緒に、事業所
内で保管しておいてください。運営指導
等の際に確認します。

上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該
当しないとの審査結果が示された事業所については、
下記の期間、報酬の減算請求が必要です。

前期分 10月1日～3月31日サービス提供分
後期分 4月1日～9月30日サービス提供分

〒 254-8686

平塚市浅間町9-1

平塚市 福祉部 介護保険課

介護給付担当 宛て